

倶知安警察署からのお知らせ

こんにちは。巡回連絡です。



～巡回連絡って、どんな活動ですか？～

交番や駐在所の警察官が、
〈毎日のパトロール活動や地理案内〉
〈迷子の連絡〉
〈事件事故など非常の場合の連絡〉

などに役立てるため、ご自宅や事務所などを訪問する活動です。

また、地域の安全情報をお伝えしたり、防犯のために協力をお願いすることもあります。



巡回連絡では、警察官が次のことを伺います。

- 世帯全員の氏名、生年月日
- 自宅電話番号
- 非常時の連絡先
- 警察や地域の安全に関するご要望、ご意見



※巡回連絡は、交番・駐在所の活動であり、制服を着た警察官が訪問します。
※巡回連絡で得られた情報は、交番・駐在所のみで管理し、本来の目的以外で使用したり、本人に無断で第三者に提供することはありません。

～どんな場合に役立つのですか？～



留守中のご自宅などが、泥棒や火事の被害にあった時など



ご家族などが外出中に、事故や犯罪の被害にあった時など



お知らせすることができます！



▽倶知安警察署
マスコット
「ようてい君」



地震や水害などの大きな災害では、交通や通信が寸断され、お住まいの方の安否を確認したり、出勤・通学中の家族と連絡をとることが困難となります。過去に発生した災害では、巡回連絡で教えていただいた情報が、安否や救助活動にとっても役立ちました。

地域を担当する警察官との連携に、
ご理解・ご協力をお願いします。

倶知安警察署：☎ 0136-22-0110（代表）

ホームページアドレス <https://www.kutchan-sho.police.pref.hokkaido.lg.jp/>

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額療養費と高額介護合算療養費の見直しについて～

■ 高額療養費の限度額が平成 30 年 8 月から見直しされました

【平成 30 年 7 月まで】

区 分		1 か月の自己負担限度額 (※ 1)	
		外来 〔個人単位〕	外来 + 入院 〔世帯単位〕
現役並み所得者		57,600 円	※ 2 (44,400 円) ※ 3
一 般		14,000 円 ※ 4	57,600 円 (44,400 円) ※ 3
住民税非課税世帯	区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円
	区分Ⅱ		24,600 円

※ 1 月の途中で 75 歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害者認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が 1 / 2 に調整されます。

※ 2 (医療費総額 - 267,000 円) × 1% + 80,100 円です。

※ 3 多数該当（過去 12 カ月に 3 回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4 回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※ 4 1 年間の外来の自己負担額合計の限度額が 144,000 円となります。

※ 区分Ⅰと区分Ⅱについて

区分Ⅰ	○世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が 0 円の方（公的年金収入のみ、その受給額が 80 万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

【平成 30 年 8 月から】

区 分		1 か月の自己負担限度額 (※ 1)	
		外来 〔個人単位〕	外来 + 入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	$252,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (140,100 円) ※ 3	
	課税所得 380 万円以上	$167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (93,000 円) ※ 3	
	課税所得 145 万円以上	$80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ (44,400 円) ※ 3	
一 般		18,000 円 ※ 4	57,600 円 (44,400 円) ※ 3
住民税非課税世帯	区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円
	区分Ⅱ		24,600 円

■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しされました

区 分	現 行	平成 30 年 8 月～
現役並み所得者	67 万円	【課税所得 690 万円以上】 212 万円
		【課税所得 380 万円以上】 141 万円
		【課税所得 145 万円以上】 67 万円（改正なし）
一 般	56 万円	56 万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅰ	19 万円（改正なし）
	区分Ⅱ	31 万円（改正なし）

【お問い合わせ先】

○ 北海道後期高齢者医療広域連合

〒 060-0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階

☎ 011-290-5601

○ 蘭越町 住民福祉課 医療給付係

☎ 0136-57-5111（内線 253）